

## やまなし思いやりパーキング事業（仮称）の概要

### 1 趣旨

公共的な施設に設置された障害者マークがある駐車場（いわゆる障害者用駐車場）に障害のない人が駐車するため、障害のある人から「止められない」という多くの声を聞きます。

そこで、県では、この駐車場（思いやり駐車区画）を利用可能な人を明確にして、利用証（パーキングパーミット）を交付することで、本当に思いやり駐車区画を必要としている人が利用できるようにします。

この取り組みを通じて、障害のない人の駐車をなくすだけでなく、山梨に住んでいる人が、思いやりの心を持ち、誰もが安心して暮らしていける社会をつくっていきます。

### 2 事業の主体

事業の性格から広域的な実施が必要なため、県が事業主体となります。

### 3 施設管理者の協力

公共的な施設の管理者は、県と協定を締結し、思いやり駐車区画の適正な管理に努めていただきます。具体的には、

- ① 思いやり駐車区画に県が作成する「思いやり駐車区画」であることを示す案内表示を掲示していただきます。
- ② 適正利用を推進するため、県が作成するチラシなどで啓発していただきます。
- ③ 施設出入口の近傍に幅 3.5 m 以上の思いやり駐車区画を設けるとともに、通常幅の思いやり駐車区画を確保していただきます。

### 4 利用証の交付対象者と交付対象の確認

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病患者、高齢者、妊産婦、けが人で、交付基準に該当する者とします。

（確認方法）

- ① 身体障害者手帳や介護保険被保険者証等で交付基準に該当するかを確認します。
- ② 発達障害者、けが人等については、「医師の診断書等」により確認します。

別表1

## 利用証の交付対象者(利用証の交付基準)

区分		交付要件	申請に必要な書類	有効期間	
身体障害	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	5年	
	聴覚障害又は平衡機能の障害	聴覚障害			3級以上
		平衡機能障害			5級以上
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				対象としない
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能			2級以上
		移動機能			6級以上
	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害			4級以上
		じん臓機能障害			4級以上
		呼吸器機能障害			4級以上
		ぼうこう又は直腸の機能障害			4級以上
		小腸機能障害			4級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		4級以上			
肝臓機能障害		4級以上			
知的障害		A	療育手帳		
精神障害		1級	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者		特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証		
高齢者		要介護1以上	介護保険被保険者証		
妊産婦		母子健康手帳交付日から出産後1年6か月までの人。ただし、出産後は1歳6か月以下の乳幼児と同伴の場合に限る。	母子健康手帳	交付要件に該当する期間	
発達障害		移動に介助者の特別な注意が必要と認められる人	医師の診断書等	5年の範囲内で必要と認められる期間	
けが人		けがにより歩行が困難で車いす、杖等を使用している人	医師の診断書等	1年の範囲内で必要と認められる期間	

思いやり駐車区画利用証交付申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 郵便番号 —  
 住 所  
 氏 名  
 電話番号 — —

代理人 郵便番号 —  
 住 所  
 氏 名 (申請者との続柄 )  
 電話番号 — —

障害等の状況 該当する□にチェック記号「✓」を記入してください。  
 【 】内に記載した書類を申請する際に提示してください。

- 身体障害のある人【身体障害者手帳】
  - 視覚障害  1級  2級  3級  4級
  - 聴覚障害  2級  3級
  - 平衡機能障害  3級  5級
  - 肢体不自由（上肢）  1級  2級
  - 肢体不自由（下肢）  1級  2級  3級  4級  5級  6級
  - 肢体不自由（体幹）  1級  2級  3級  5級
  - 運動機能障害（上肢）  1級  2級
  - 運動機能障害（移動）  1級  2級  3級  4級  5級  6級
  - 内部障害  心臓  じん臓  呼吸器  ぼうこう又は直腸  小腸  
 免疫  肝臓  
 1級  2級  3級  4級
- 知的障害のある人【療育手帳】  A
- 精神障害のある人【精神保健福祉手帳】  1級
- 難病患者  【特定疾患医療受給者証】  【小児慢性特定疾患医療受給者証】
- 高齢者【介護保険被保険者証】 要介護度  1  2  3  4  5
- 妊産婦  【母子保健手帳】 出産（予定）日： 年 月 日
- 発達障害のある人  【診断書、意見書、同意書、許可書】  
 移動に介助者の特別な注意が必要と認められる期間  
 : \_\_\_\_\_
- けが人  【診断書、意見書、同意書、許可書】 歩行困難な期間  
 歩行困難な時期： \_\_\_\_\_

※交付年月日 ※（有効期限）	平成 年 月 日	※確認欄	※印の欄は、記入不要です。 （交付窓口で記入）
	（平成 年 月）	※交付番号	

参考：広島県



利用証掲示の様子



案内掲示の例  
(既設の案内板に掲示)

案内掲示の例  
(案内板を設置し掲示)



案内掲示の例  
(カラーコーンに掲示)